

2010年11月8日 全28頁

ソルベンシー規制と保険会計を巡る動向

資本市場調査部 制度調査課
菅谷 幸一

経済価値ベースによる保険会社の資産・負債評価が国際的な潮流に

[要約]

- ソルベンシー規制は、1996年に導入されたが、ソルベンシー・マージン比率が早期是正措置の基準点を超える生損保会社が経営破綻するなど、破綻予見能力に疑問が呈されていた。金融庁は、保険会社のリスク管理の高度化を図る観点などから、経済価値ベースのソルベンシー評価の実現に向け、算出基準等の見直しを進めている。
- 国際的には、EUにおいて、経済価値ベースのソルベンシー評価を前提とした、新たなソルベンシー規制への改正が進められている（EU ソルベンシー II）。これは、保険監督者国際機構（IAIS）等の国際的な議論を踏まえており、IAISが目指す、国際的に統一された共通基準のモデルとなる可能性も指摘されている。
- 経済価値ベースのソルベンシー評価に対応し、保険会計においても、現在、保険契約に関する新たな国際財務報告基準（IFRS）の公表に向け、検討が進められている。2010年7月には、国際会計基準審議会（IASB）は公開草案を公表したが、マージンの概念や有配当性に関する会計処理などにおいて、米国財務会計基準審議会（FASB）との間には相違点が見られる。

[目次]

[はじめに].....	2
1. ソルベンシー規制.....	3
1.1. 現行ソルベンシー規制.....	3
1.2. ソルベンシー規制の改正.....	6
1.2.1. 短期的対応.....	7
1.2.2. 中期的対応.....	9
1.3. EU ソルベンシー II	10
2. 保険契約に関する国際財務報告基準（IFRS 保険契約）.....	15
2.1. 保険契約に関する現行国際財務報告基準（IFRS 第4号）と改正の動向.....	15
2.2. 公開草案における主要な提案内容.....	16
2.2.1. IFRS 第4号からの主要な変更点	24
2.2.2. FASB との主要な相違点	26
2.3. 今後の予定.....	27
3. EU ソルベンシー II と IFRS 保険契約との主要な相違点.....	28

[はじめに]

- 保険会社の健全性基準である、ソルベンシー規制は、業務停止命令などを発令する早期是正措置の発動基準となっている。1996年に導入されたが、ソルベンシー・マージン比率が早期是正措置の基準点を超える生損保会社が経営破綻するなど、破綻予見能力に疑問が呈されていた。
- 金融庁は、保険会社のリスク管理の高度化を図る観点などから、経済価値ベースのソルベンシー評価（資産及び負債の時価評価）の実現に向け、算出基準等の見直しを進めている。直近では、2010年4月・5月に、ソルベンシー規制に係る法令改正等が行われ、同年6月には、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に係るフィールドテストを実施することが公表された。
- 国際的には、EUにおいて、経済価値ベースのソルベンシー評価を前提とした、新たなソルベンシー規制への改正が進められている（EU ソルベンシー II）。保険監督者の国際機関である保険監督者国際機構（IAIS）等の国際的な議論を踏まえており、IAISが目指す、国際的に統一された共通基準のモデルとなる可能性も指摘されている。
- 保険会計においても、現在、保険契約に関する新たな国際財務報告基準（IFRS）の公表に向け、検討が進められている。2010年7月には、国際会計基準審議会（IASB）は、公開草案を公表し、新たな保険会計案を提案している。公開草案では、すべての保険会社が、あらゆる法域のすべての保険契約に一貫して適用することができる単一の会計基準が提案されており、最終基準化された際には、暫定基準である現行のIFRS第4号と置き換えられることとなる。
- 公開草案では、保険契約の評価方法が見直されており、「ビルディング・ブロック・アプローチ」に基づき、契約の履行により発生するキャッシュ・フローの現在価値及び残余マージンをもって保険契約を評価することと提案されている。また、裁量権のある有配当性を含む金融商品についても、IFRS（公開草案）の適用範囲に含めている。
- 公開草案は、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトの成果として公表されているが、マージンの概念や有配当性に関する会計処理などにおいて、いくつかの相違点が見られる。また、EU ソルベンシー II との間においても、リスク・マージンの見積り方法や初期利益の認識の可否などにおいて、差異が見られる。

1. ソルベンシー規制

1.1. 現行ソルベンシー規制

<ソルベンシー規制の概要>

- 1995年の保険業法改正により、保険会社の健全性基準であるソルベンシー規制が1996年に導入された。これにより、ソルベンシー（保険金等の支払余力（マージン））と危険（リスク）相当額が定量化され、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当であるかどうか」が判断される（図表1参照）。
- ソルベンシー・マージン比率は、「実質資産負債差額」¹とともに、1999年の保険業法改正以降、業務停止命令などを発令する早期是正措置の発動基準となっている。銀行の自己資本規制と同様に、経営内容の悪化した保険会社に対し、ソルベンシー・マージン比率に基づいた行政措置が出される仕組み（図表2参照）。
- ソルベンシー規制は、保険会社の事業の継続を前提とした、保険監督上の経営の健全性の評価に用いられており、経営破綻の未然防止や経営改善の取組みを促し、契約者保護を図る監督上の指標とされている。また、ソルベンシー・マージン比率の数値は、市場関係者や消費者（契約者及び将来の契約者）に開示されており、保険会社の健全性の検証や保険会社の選択をするうえで、参考指標として用いられている。

図表 1：ソルベンシー規制

保険業法第130条(健全性の基準)				
内閣総理大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として <u>保険金等の支払い能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。</u>				
一	資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額	⇒	支払余力 (マージン)	
二	引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生しえる危険であつて <u>通常の予測を超えるもの</u> に対応する額として内閣府で定めるところにより計算した額	⇒	危険 (リスク)	
			支払余力(マージン)	
200% ≤ 「ソルベンシー・マージン比率」 =				
			(1/2) × 通常の予測を超える危険(リスク)	

出所：金融庁資料を基に大和総研作成

¹ 有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつとなっている。実質純資産額ともいう。（参照：生命保険のディスクロージャー～虎の巻 2007年版）

図表 2：保険会社に対する早期是正措置の内容

「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第2条		
区分	ソルベンシー・ マージン比率	内閣府令・財務省令で定める命令
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200% 未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未 満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
		(1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
		(2) 配当の禁止またはその額の抑制
		(3) 契約者配当または社員に対する剰余金の分配の禁止またはその額の抑制
		(4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更
		(5) 役員賞与の禁止またはその額の抑制その他の事業費の抑制
		(6) 一部の方法による資産の運用の禁止またはその額の抑制
		(7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小
		(8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止
		(9) 子会社等の業務の縮小
		(10) 子会社等の株式又は持分の処分
		(11) 一定の業務の縮小または新規の取扱いの禁止
(12) その他金融庁長官が必要と認める措置		
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

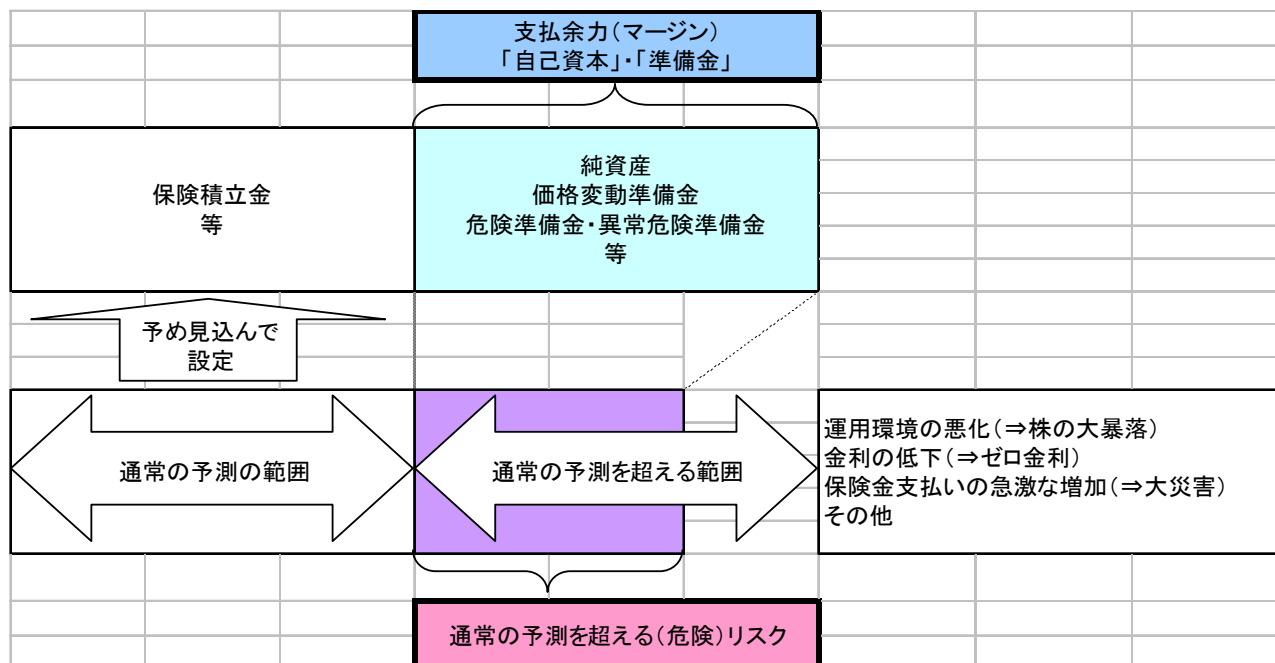
出所：保険業法第132条第2項を基に大和総研作成

<ソルベンシー・マージン比率の算出方法>

- 保険会社は、契約者から支払われる保険料や運用収益による収入により、保険金・給付金や事業費などの予測される支出をまかなっている。また、一定程度の支出の増加や収入の減少など、「通常予測できる範囲のリスク」を予め見込んだうえで、将来の保険金支払等に備えて「責任準備金」（負債）を積み立てている²（図表3参照）。
- 保険会社は、責任準備金に加え、急激な支出の増加や大幅な収入の減少など、「通常の予測を超えて発生するリスク」（保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスクなど）に対応するバッファとして、追加的に一定の「支払余力（マージン）」（自己資本・準備金）を確保することが求められる（図表3参照）。この要件を定量的に満たしているかを確認するための指標が「ソルベンシー・マージン比率」となる。
- ソルベンシー・マージン比率は、リスク合計額を分母に、ソルベンシー・マージン総額を分子に計算される（図表4参照）。分母に1/2をかけているため、200%が基準点となる。リスク相当額の概要は、図表5の通り。

² 責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」と「チルメル式」の2つの方式が用いられている。「平準純保険料式」は、事業費が保険料払込期間にわたって毎回一定額（平準）と想定し、責任準備金を計算する方法。「チルメル式」は、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定の期間（チルメル期間といい、5年、10年などの期間がある）で償却すると想定し、計算する方法。（参照：生命保険のディスクロージャー～虎の巻2007年版）

図表 3：「通常の予測を超えるリスク」と「支払余力」のイメージ



出所：金融庁資料を基に大和総研作成

図表 4：ソルベンシー・マージン比率の算出方法

ソルベンシー・マージン総額(※1)	
ソルベンシー・マージン比率 =	$\frac{\text{ソルベンシー・マージン総額(※1)}}{\text{リスクの合計額(※2)} \times 1/2}$
※1 ソルベンシー・マージン総額 = 下記の合計額 資本金または基金等の額、価格変動準備金、危険準備金、異常危険準備金、一般貸倒引当金、 その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)、土地の含み損益×85%(マイナス の場合100%)、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、持ち込み資本金等(外国生命保険会 社のみ)、負債性資本調達手段等、控除項目、その他	
※2 生命保険会社のリスクの合計額 =	$\sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$
※2 損害保険会社のリスクの合計額 =	$\sqrt{(R5+R8)^2 + (R2+R3)^2} + R4 + R6$
保険リスク相当額(R1)、予定利率リスク相当額(R2)、資産運用リスク相当額(R3)、経営管理リス ク相当額(R4)、一般保険リスク(R5)、巨大災害リスク(R6)、最低保障リスク相当額(R7)、第三分 野保険の保険リスク相当額(R8)	

出所：生命保険協会「生命保険のディスクロージャー～虎の巻 2007年版(追補版)」を参考に大和総研作成

図表 5：リスク相当額の概要

生命保険会社の場合		損害保険会社の場合	
保険リスク	※生保固有	一般保険リスク	※損保固有
第三分野の保険リスク		第三分野の保険リスク	
予定利率リスク		巨大災害リスク	※損保固有
資産運用リスク		予定利率リスク	
	→ 価格変動等リスク		→ 価格変動等リスク
	→ 信用リスク		→ 信用リスク
	→ 子会社等リスク		→ 子会社等リスク
	→ デリバティブ取引リスク		→ デリバティブ取引リスク
	→ 信用スプレッドリスク		→ 信用スプレッドリスク
	→ その他のリスク		→ その他のリスク
最低保証リスク	※生保固有		
経営管理リスク		経営管理リスク	

注：「信用スプレッドリスク」は2010年4月の法令改正により新たに創設された（後述「1.2.1. 短期対応」参照）。

出所：金融庁資料を基に大和総研作成

1.2. ソルベンシー規制の改正

＜ソルベンシー規制の改正を巡る国内外の動向＞

- 1996年のソルベンシー規制導入後、1997年より2001年までの間、生損保会社合わせて9社が経営破綻した。これらの会社のいずれについても、破綻直前に公表されたソルベンシー・マージン比率の水準は、早期是正措置の基準点である200%を超えていたことから、ソルベンシー規制の破綻予見能力に関して、疑問が呈されることとなった。
- 2004年、金融庁は「金融改革プログラム」を公表し、ソルベンシー規制の見直しを、検討課題の一つとして掲げた。2006年には、学識経験者や実務者などにより構成される「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」を立ち上げ、2007年までに11回の検討会議を重ね、総括的な見直しが行われた。同年には、検討結果を取りまとめた「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」が公表されている。
- 報告書では、金融市場実勢の反映や保険会社のリスク管理の高度化、また、国際的な動向（下記参照）との整合性を踏まえるうえで、経済価値ベースのソルベンシー評価³を目指し、総括的な見直しを行っていく必要があると指摘されている。ただし、経済価値ベースのソルベンシー規制の制度化に向け、スピード感を持って進めていくとしながらも、導入までには一定の時間が必要となることから、問題点を改善しながら現在の評価手法を運用していくことが適切であるとしている。
- 金融庁は、ソルベンシー規制の見直しを、現行規制の枠組を前提に行う「短期的対応」と、経済価値ベースのソルベンシー評価を前提に行う「中期的対応」の2つのフェーズに分け、改正を進めていくこととしている。直近の動向としては、2010年4月・5月に、ソルベンシー規制に係る法令改正等が行われ、また、同年6月には、全保険会社を対象とした、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを

³ 市場価値と整合的な資産・負債の将来キャッシュ・フローの評価

実施することが公表されている（後述「1.2.1. 短期的対応」及び「1.2.2. 中期的対応」参照）。現在、EUでは、経済価値ベースのソルベンシー評価を前提とした、新しいソルベンシー規制（EU ソルベンシー II）への改定が進められており、2012年12月末までの施行が予定されている。

- EU ソルベンシー II は、保険監督者の国際機関である保険監督者国際機構（IAIS）等の国際的な議論を踏まえていることから、日本の保険規制への影響も大きいものと考えられる。IAIS が開発を進める新たな規制が、今後、EU ソルベンシー II をモデルとする可能性も指摘されている（後述「1.3. EU ソルベンシー II」参照）。

1.2.1. 短期的対応

<国内におけるソルベンシー規制の改正の概要>

- 2010年4月、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する保険業法施行規則等の改正が行われた。この改正は、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」に基づき、2008年の「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」及び2009年の「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」の公表並びに意見募集を踏まえ、実施されている。

図表 6：国内ソルベンシー規制改正の経緯

2004年12月	「金融改革プログラム」を公表（検討課題の一つとして挙げられる）
2006年11月	「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」を発足
2007年4月	「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」を公表
2008年2月	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」を公表、意見募集の実施
2009年8月	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」を公表、意見募集の実施
2009年12月	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等」を公表、意見募集の実施
2010年4月	意見募集の結果を公表、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」を公布
2010年5月	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を公布（連結ソルベンシー・マージン基準の導入）
2011年3月期より	新基準による比率を参考指標として開示
2012年3月期より	早期是正措置の指標として新基準の適用開始

出所：金融庁資料を参考に大和総研作成

- ソルベンシー規制の改正の概要は、下記(A～C)の通りである：
 - A) ソルベンシー・マージン比率の分子であるマージン算入の厳格化：
 - 保険料積立金等余剰部分のマージン算入制限の導入
 - ・ 追加責任準備金のうち、保険計理人の指摘等に基づき債務履行に不可欠とされた部分について不算入
 - ・ 上記以外の保険料積立金等余剰部分については、期限付劣後ローン等の負債性資本調達手段（資本性の高い「特定負債性資本調達」⁴を除く）等と合算して、中核的支払余力（コア・マージン）⁵を限度に算入
 - 繰越欠損金等に係る繰延税金資産のマージン算入制限の導入

⁴ 非累積型あるいは利払い延期が無期限に可能な累積型のバイブリッドに限定される。

⁵ 会計上の純資産（評価差額等を除く）に価格変動準備金等の資本性の準備金を加えたもの

- 価格変動準備金、支払備金、責任準備金及び評価・換算差額等に係るもの以外の繰延税金資産について、純資産及び各種準備金等の20%を限度に算入
- 将来利益の-margin全額不算入
- 税効果相当額の-margin算入制限の導入
- B) ソルベンシー・margin比率の分母であるリスクに関する計測の厳格化及び精緻化：
 - 各リスク係数⁶の信頼水準⁷の引上げ（90%→95%）
 - 10年に一度の事象から20年に一度の事象に対応する水準
 - 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
 - 直近までの10年間の実績をデータに織り込む
 - 価格変動等リスクに関しては、1975年以降から直近までのデータが織り込まれている
 - 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルのVaR99.5%によるリスク相当額として算出
 - 現行では、全社一律のリスクモデルのVaR99.5%により算出
 - 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社のポートフォリオ（資産構成割合）に基づき算出
 - 現行では、生命保険会社30%、損害保険会社20%で一律
 - 株式や為替等のヘッジ取引によるリスク削減効果に関して、ヘッジ効果が有効なものに限定
 - 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引に係る信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化
- C) その他の改正：
 - 保険計理人は、ソルベンシー・margin比率が保険数理に基づき適当であるかどうかについて、確認を行う

図表 7：改正によるリスク係数の変化（資産運用リスクの一部抜粋）

リスク対象資産	改正前	改正後
国内株式	10%	20%
外国株式	10%	10%
邦貨建債券	1%	2%
外貨建債券・外貨建貸付金等	5%	1%
不動産(国内土地)	5%	10%
金地金	20%	25%
商品有価証券	1%	1%
為替リスクを含むもの	—	10%

注：改正後の責任準備金対応債券のリスク係数は1%となる

出所：金融庁資料を基に大和総研作成

- 今回の改正により、保険会社のソルベンシー・margin比率の低下が見込まれているが、保険会社の財務状況の悪化によるものではなく、算出基準の変更によるためである。このことについて、消費者や市場関係者に広く周知徹底する必要があるとの判断から、施行時期は、2012年3月期から早期是正措置の指標として適

⁶ リスク量を算出するうえで、各リスクに対応する資産・負債の簿価に掛ける、一定の係数

⁷ リスクについて、どの程度の確信性や信頼性があるのかを示す計数であり、最大損失の発生し得る頻度を表す。

用されることとなった。ただし、2011年3月期から、新基準による比率について、参考指標としての数値の開示が求められるようになる。

1.2.2. 中期的対応

<経済価値ベースのソルベンシー評価に向けた取組み>

- 「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」では、経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するうえで、責任準備金の評価の見直しに加え、リスクモデルの高度化・精緻化、適当な場合には、内部モデルの許容を含めたリスク測定・評価手法の高度化が必要になるとしている。
- 現行基準では、ロック・イン方式による負債評価と、リスク・ファクター方式によるリスク評価の手法が前提とされており、保険会社におけるリスク管理を高度化するインセンティブが必ずしも働きやすいとは言えないと報告書では指摘されている。
- 報告書では、経済価値ベースのソルベンシー規制の早期実現を目指す必要性を示しているが、導入までには検討すべき課題も多いことから、一定の時間が必要になるとしており、問題点を段階的に改善しながらも、現在の枠組における手法を運用していくのが適切であるとしている。

<保険負債の経済価値ベースでの評価>

- 現行基準では、一定の計算基礎率（予定利率・死亡率等）を用いて固定的に保険負債を評価する、ロック・イン方式が適用されている。この方式に基づくと、資産は時価評価により変動するが、負債に関しては固定されたままとなり、経済実態や保険会社のリスク管理の状況が十分に反映されないものと考えられる。
- 経済価値ベースの保険負債評価では、保険債務の最良推計（ベスト・エスティメイト/Best Estimate）及びリスク・マージンを用いて責任準備金を評価することとなる。これは、リスク・フリー・レートを用いた将来キャッシュ・フローの推計により、責任準備金の最良推計を算出し、実際の責任準備金との差額によって安全性を判断するとのIAISの考え方に基づいている。また、最良推計やリスク・マージンの推計方法に加え、オプション・保証等の評価モデルへの反映方法などの検討が必要とされている。

<リスク測定・評価の高度化>

- 現行制度では、リスク量の評価において、リスク種類ごとに定められた係数表（ファクター・テーブル）に基づき計算する、リスク・ファクター方式が用いられており、各社のリスク管理の状況や商品特性などが十分に反映されず、適切なリスク評価ができないとの指摘がされている。
- 報告書では、保険会社のリスク評価の高度化のためには、経済価値ベースで評価した資産価値及び負債価値の差額（純資産）の変動をリスク量として認識し、その変動をリスクとして捉え、適切に管理する経営を促すべきであるとしている。これは、IAISやEUソルベンシーII及び国際財務報告基準（IFRS）などの考え方と整合的である。

<連結財務健全性基準の導入>

- 連結ソルベンシー・マージン比率についても、中期的な検討課題とされている。2010年5月には、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、その中の一つとして、保険会社の連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入が盛り込まれた。

- これまで、ソルベンシー規制は、単体の保険会社を対象としていたが、改正により、保険会社または保険持株会社を頂点とするすべてのグループを対象に適用される。施行時期は、公布日から2年以内の政令で定める日となる。具体的な計算方法等については、今後検討される見通しである。

<経済価値基準導入に係るフィールドテストの実施>

- 金融庁は、2010年6月、全保険会社を対象に、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施することを公表した。具体的には、①経済価値ベースの保険負債評価、②資産負債の一体的な金利リスクの計測等、を実際に行うことを各保険会社に依頼する。フィールドテストを試行的に実施することにより、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握し、今後の導入に向けた検討に活かすこととしている。
- フィールドテストは、アンケート方式により実施される。計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件は、IAISやEU等で検討されている内容と整合的なものとしているが、信頼水準に関しては、2012年3月期より実施される新基準の水準(95%)となる。全体の結果の概要は、2011年3月を目途に公表される予定となっているが、個社の結果は公表されない。

<その他の検討課題>

- ソルベンシー規制改正への取組みとして、今後想定されるその他の検討課題の一つとして、内部モデルによるリスク評価が挙げられる。国際的な動向を見ると、IAISやEUソルベンシーIIにおいては、内部モデルは容認されている。報告書では、「中期的な課題として内部モデル方式への移行も含めた検討を行っていく必要があると考えられる」と述べられており、今後更なる検討が行われるものと考えられる。
- 2010年4月の改正により、リスク係数の信頼水準は95%(20年に一度の事象に対応する水準)へと引き上げられたが、EUソルベンシーIIではその水準を99.5%(200年に一度の事象に対応する水準)とすることが検討されている。今後、EUソルベンシーIIやIAISの動向などを踏まえたうえで、信頼水準の更なる厳格化に関して検討が行われるものと思われる。

1.3. EU ソルベンシー II

<EUにおけるソルベンシー規制>

- 現在、保険監督におけるソルベンシー規制は、銀行業における自己資本規制(バーゼルII)のように国際的に統一されたものではなく、各国・地域ごとに異なっている。保険監督者国際機構(IAIS)は、2010年1月に、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組を策定することを表明した。2013年までに、枠組全体をまとめ、その後、影響度調査を行うこととしている。
- IAISは、経済価値ベースの資産・負債評価を目指しており、負債と資産の差額(純資産)の変動により保険会社のリスクを認識するアプローチを提案している。また、評価方法において、標準的手法に加え、高度なリスク管理を行う保険会社に対しては、内部モデルの利用を許容するとしている。これら経済価値に基づく、ERM⁸の構築が保険会社には求められる。
- EUでは、1970年代より、ソルベンシー規制が適用されていたが、2002年には、その一部が改正された(EU

⁸ エンタープライズ・リスク・マネジメント(Enterprise Risk Management)の略。確立された定義はないが、一般的に「統合リスク管理」や「全社リスク管理」などとされる。日本アクチュアリー会は、ERMについて、「企業等が業務遂行上のすべてのリスクに関して、組織全体の視点から統合的・包括的・戦略的に把握・評価し、企業価値等の最大化を図るリスクマネジメントのアプローチ」としている。

ソルベンシー I)。しかし、その改正の過程において、より広範にわたる、本質的な見直しが必要であると認識されたことから、2001年より欧州保険職域年金監督者委員会 (CEIOPS) を通じた新たな規制への改定が進められている (EU ソルベンシー II)。

- EU ソルベンシー II は、IAIS 等の国際的な議論を踏まえていることから、日本の保険規制への影響も大きいものと考えられる。IAIS が開発を進める新たな規制が、今後、EU ソルベンシー II をモデルとする可能性も指摘されている。
- EU ソルベンシー II の概念の枠組は、下記の点において、IAIS と整合的となっている：
 - 経済価値ベースの資産・負債の評価 (市場整合的な評価)
 - 資産・負債の差額 (純資産) の変動による、リスク量の評価
 - リスク量の評価方法に関して、標準的手法に加え、内部モデルを容認

<EU ソルベンシー I とソルベンシー II >

- 従来、EU において適用されているソルベンシー I は、実際の保険または投資のリスク想定値や、地理的な分散化または商品の多様化のメリットについて考慮されておらず、おおまかで簡素な基準となっている。また、EU 加盟国内にあっても、債務の評価方法や一部の資産クラスに適用される適格基準が国によって異なることから、ソルベンシー・マージン比率の直接比較ができないなどの問題が指摘されている。
- EU ソルベンシー II では、ソルベンシー I に代わる、EU における調和のとれた基準への改正を進めている。IAIS 等の国際的な議論を踏まえており、IAIS が開発を進める新たな規制が、今後、EU ソルベンシー II をモデルとする可能性も指摘されている。
- EU ソルベンシー II の大きな特徴として、①経済価値ベースの負債評価の導入、②内部モデルの容認、③厳格な信頼水準、④保険グループ全体を対象とする、などが挙げられる。

<ランファルシー・プロセスと実施日程>

- ソルベンシー II は、ランファルシー・プロセス (Lamfalussy Process) に基づき、改定が進められている (図表 8 参照)。この手法により、解決すべき課題を、政治的、実務的、技術的レベルに分け、それぞれを適切な 4 段階の階層が担当することにより、検討の実効性を高めるとしている：
 - レベル 1 : 枠組指令 (Framework Directive)
 - 枠組全体の原則 (欧州レベルの法令制定)
 - 2009 年 4 月に欧州議会により採択、5 月に欧州理事会により承認
 - レベル 2 : 実施基準 (Implementing Measures)
 - 実施基準の詳細について規定
 - CEIOPS の提案を通し、欧州委員会が作成及び決定
 - 2011 年 10 月採択予定
 - レベル 3 : 監督指針 (Supervisory Guidelines)
 - 監督業務に関するガイダンスや基準
 - 2011 年 12 月に CEIOPS より最終版の公表予定
 - レベル 4 : 執行 (Enforcement)

- ソルベンシー II の執行並びに遵守の監視
 - 欧州委員会が EU 加盟国に対し実施
 - 法令違反については、法的措置が取られうる
- EUでは、新制度の導入による影響の評価を目的に、定量的影響度調査（QIS/Quantitative Impact Study）をこれまで4度行ってきた。2010年8月から11月にかけては、第5次定量的影響度調査（QIS5）が行われており、その結果は2011年4月に公表される予定となっている。

図表 8：ランファルシー・プロセス

	内容	開発者	決定者
レベル1 (枠組指令)	枠組全体の原則	欧州委員会	欧州議会、欧州理事会
レベル2 (実施基準)	実施基準の詳細	欧州委員会	欧州委員会
レベル3 (監督指針)	監督業務に関するガイダンス	CEIOPS	CEIOPS
レベル4 (執行)	執行並びに遵守の監視	欧州委員会	欧州委員会

出所：CEA Insurers of Europe 資料を参考に大和総研作成

図表 9：EU ソルベンシー II 実施日程

2010年8月－11月	QIS5の実施
2011年4月	QIS5の結果公表
2011年10月	レベル2: 実施基準の採択
2011年12月	レベル3: 監督指針の決定
2012年12月末	ソルベンシー II の適用開始

出所：欧州委員会資料を基に大和総研作成

< 「3つの柱」アプローチ >

- ソルベンシー II は、バーゼル II と同様に、「3つの柱」アプローチに基づいており、第一の柱：定量的要件、第二の柱：定性的要件、第三の柱：監督報告と開示、から構成されている（図表 10 参照）：
- ① 「定量的要件」では、資産・負債・資本を時価で評価する、経済価値ベースに基づいた評価方法について規定している
 - ② 「定性的要件」では、監督者は、保険会社が良好なリスク管理をし、十分な資本を確保するよう支援することとしている
 - ③ 「監督報告と開示」では、会社間での資本十分性比較が可能になるよう開示することを定めている

図表 10 : EU ソルベンシー II における「3つの柱」アプローチ

EUソルベンシー II		
第一の柱 (定量的要件)	第二の柱 (定性的要件)	第三の柱 (監督報告と開示)
資産・負債の評価における調和のとれた基準及び必要資本の計算	リスクの適正なモニタリングと管理、資本十分性を保険会社が実現することを促す取り組み	保険会社間で資本十分性が比較可能となるような要件

出所：各種資料を基に大和総研作成

<資産、負債、資本の評価基準>

- ソルベンシー II では、資産及び負債（保険負債を除く）に関しては、下記のように、市場整合的な経済価値に基づき評価することとしている：
 - 資産は、アームズレングス取引（Arm's Length Transaction）⁹において、知識のある自発的な当事者間で、資産が交換される金額を用いて評価される
 - 負債は、アームズレングス取引において、知識のある自発的な当事者間で、負債が移転もしくは清算される金額を用いて評価される
- ソルベンシー II では、「技術的準備金」¹⁰（保険負債）に加え、「ソルベンシー資本要件（SCR）」、「最低資本要件（MCR）」の2つの資本要件が導入される予定となっている。技術的準備金は、予測される損失をカバーする準備金であるのに対し、SCR と MCR は、予期せぬ損失に対応する備えとなる。それぞれの評価方法は下記の通りである：
 - A) 技術的準備金（Technical Provision）
 - 事業費に加え、すべての保険・再保険における義務を充足するのに必要な金額。保険会社がそれらの義務を外部の保険会社に即時に移転する時に支払う、時価の保険・再保険の金額に相当する。
 - 技術的準備金は、ヘッジ可能リスク及びヘッジ不可能リスクに対応する部分の2つに分けられ、その大半は、ヘッジ不可能リスクに対応する、最良推計（Best Estimate）及びリスク・マージン¹¹により構成される。なお、保険契約に含まれる保証・オプションについても、市場整合的な価値評価を行い、技術的準備金に含める。評価方法は下記の通りである：
 - ① ヘッジ可能リスクに対する市場整合的評価
 - 為替ヘッジなど、一般的な金融商品で、市場価格（十分な流動性と透明性のある市場から得られたものに限る）が利用可能であるリスクについては、市場整合的評価により、算出される
 - ② ヘッジ不可能リスクに対する最良推計及びリスク・マージンによる評価
 - 最良推計
 - ☆ 最良推計は、時間的価値を考慮した、将来キャッシュ・フローの確率加重平均に相当する
 - 評価日時点におけるリスク・フリー・レートを用いた、将来キャッシュ・フローの予想現在価値により算出
 - 将来キャッシュ・フローの推計は、保険期間にわたる債務を清算するうえで必要となる

⁹ 双方が対等な立場で行う取引。客観的かつ第三者間における公正な取引との意味合いがある。

¹⁰ 責任準備金（配当準備金等を含む）に相当する。

¹¹ 危険準備金及び異常危険準備金の概念に相当する。

すべてのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが考慮される

- リスク・マージン¹²
 - ☆ 将来キャッシュ・フローに内在する、ヘッジ不可能リスクに対する市場整合的なマージンを計算し、最良推計に上乗せする
 - 保険契約を外部へと移転する場合、保険契約における義務を将来にわたり履行するうえで必要となる SCR と等しい適格資本を提供するためのコストがリスク・マージンとなる。当該コストは、資本コスト率によって算出される（資本コスト法）¹³。

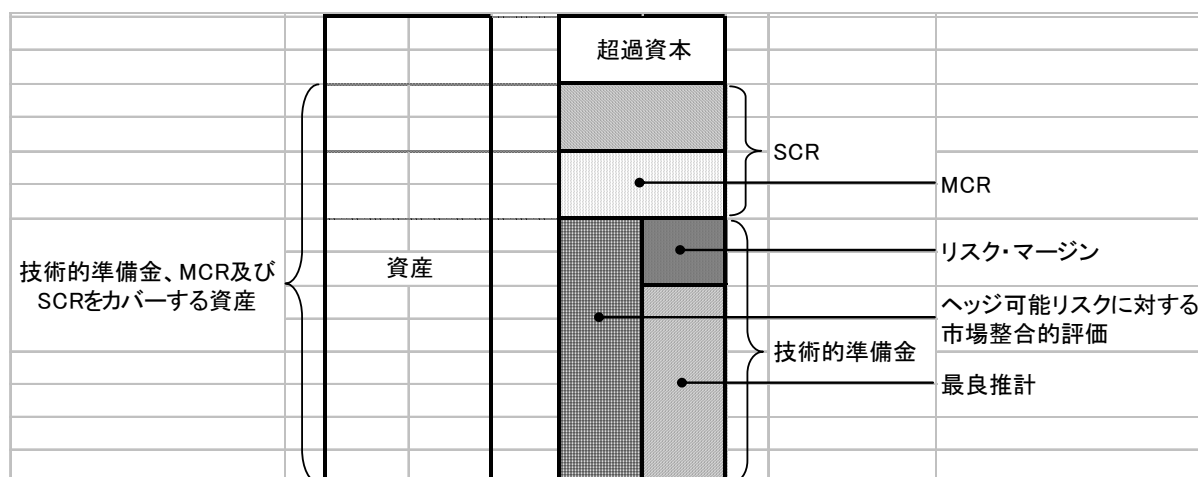
B) ソルベンシー資本要件 (SCR/Solvency Capital Requirement)

- 保険会社が予期せぬ重大な損失を吸収することを可能とし、保険契約者への保険金支払等の保障となるような資本水準となる。
- 信頼水準 99.5%、期間 1 年と定められており、標準的手法 (Standard Formula) 及び内部モデル (Internal Model) による 2 つの計算方法が認められている。内部モデルを選択する場合、保険会社は監督機関から承認を得なければならない。
- SCR を充足できない場合（資産の額が技術的準備金と SCR の合計額を下回る場合）、資本要件を満たすよう、監督者によって認められた、具体的で実現可能性の高い計画に基づき、資本の積み増しを実施しなければならない。

C) 最低資本要件 (MCR/Minimum Capital Requirement)

- 監督当局による最終的な介入のための資本水準となる。
- MCR を充足できない場合（資産の額が技術的準備金と MCR の合計額を下回る場合）、監督措置（免許取消等）の対象となる。
- MCR は、SCR の 25% を下限、45% を上限とされている。

図表 11：定量的資本要件



出所：CEIOPS 資料を基に大和総研作成

¹² 2010 年 7 月に公表された保険契約に関する IFRS 公開草案では、リスク・マージン（IFRS では「リスク調整」とされる）に加え、初期利益を認識させないため、「残余マージン」という概念が導入されている（後述「保険契約に関する国際財務報告基準（IFRS 保険契約）」参照）。ソルベンシー II では、このような概念が採用されていないことから、契約時点において、初期利益が認識されることとなる。

¹³ QIS 5 では、資本コスト率を 6% とすることと定められている。

- ソルベンシー II では、資本 (Own Funds) は基礎的資本と付随的資本の 2 つから構成される :
 - 基礎的資本 (Basic Own Funds)
 - 資産－負債 (ともに経済価値ベース)
 - 劣後債務
 - 付随的資本 (Ancillary Own Funds)
 - 未払込の資本・基金
 - 信用状・保証状
 - その他法的に拘束力のある約定
- 資本の分類に関しては、下記の通りである :
 - Tier1
 - 基礎的資本のうち①、②両方の特徴を有する項目
 - ① 事業を継続しながら又は清算時において、損失を完全に吸収
 - ② 清算時に契約者債務等に劣後
 - Tier2
 - 基礎的資本のうち上記②の特徴のみを有するもの
 - 付随的資本のうち上記①、②両方の特徴を有するもの
 - Tier3
 - それ以外の基礎的資本及び付随的資本
- SCR/MCR と適格資本の関係は下記の通りである¹⁴ :
 - 下記の条件を満たした Tier1・Tier2・Tier3 の合計額 (=適格資本) は SCR を上回る必要がある :
 - Tier1 は適格資本の 50%以上とすること
 - Tier3 は 15%未満とすること
 - 下記の条件を満たした Tier1 及び Tier2 (基本的資本に限る) の合計額 (=適格資本) は MCR を上回る必要がある :
 - Tier1 は適格資本の 80%以上とすること

2. 保険契約に関する国際財務報告基準 (IFRS 保険契約)

2.1. 保険契約に関する現行国際財務報告基準 (IFRS 第 4 号) と改正の動向

- 国際会計基準審議会 (IASB) による、保険契約 (保険契約を発行する側、即ち保険会社側) に関する国際財

¹⁴ 「QIS5 技術的詳細 (Technical Specifications)」 (2010 年 7 月 5 日公表) に基づく。

務報告基準（IFRS）の検討は、IASB の前身である国際会計基準委員会（IASB）の時代である 1997 年より開始され、2002 年には、当該プロジェクトはフェーズ I ならびにフェーズ II の 2 つに分けられた。

- フェーズ I では、2005 年に開始される EU での IFRS 適用に向けた基準の開発が進められ、2004 年には現行基準である IFRS 第 4 号が公表された。IFRS 第 4 号はあくまで暫定的な基準として位置付けられており、既存する各国の多様な会計方針の適用が認められている。
- フェーズ II では、保険契約の認識及び評価に関する包括的な基準の開発が進められている。その一環として、2007 年には、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」が公表され、寄せられたコメントなどを踏まえ、広範囲にわたる検討が行われた。2010 年 7 月 30 日には、それまでの検討の成果として公開草案が公表され、保険契約に関する新しい会計基準が提案されている。
- 公開草案では、すべての保険会社が、あらゆる法域のすべての保険契約に一貫して適用することができる単一の会計基準が提案されており、最終基準化された際には、IFRS 第 4 号と置き換えられることとなる。現在、公開草案に対するパブリック・コメントの募集が実施されており、2010 年 11 月 30 日まで受け付けられる。
- 公開草案では、すべての保険契約について、契約の履行により発生するキャッシュ・フローの現在価値並びに残余マージンをもって評価することを提案している。また、裁量権のある有配当性を含む金融商品について、IFRS（公開草案）の適用範囲に含めるとされた。
- 2008 年 10 月、米国財務会計基準審議会（FASB）は、共通した質の高い基準の開発を目的に、IASB の保険契約プロジェクトに参加することを決定した。公開草案は、両者の合同プロジェクトの成果として公表されている。IASB と FASB は多くの点で合意に達しているが、マージンの概念や有配当性の取扱いなどにおいて、両者の間にはいくつかの相違点が見られる。

2.2. 公開草案における主要な提案内容

<適用範囲（Scope）>

- 今回の公開草案の適用範囲は以下の通りである：
 - 保険会社（保険者）¹⁵が発行する保険契約（再保険契約を含む）並びに保険会社（保険者）が保有する再保険契約
 - 保険会社（保険者）が発行する、裁量権のある有配当性（Discretionary Participation Feature）を含む金融商品（有配当投資契約（Participating Investment Contracts））
- 保険契約の主な区分は以下の通りである：

保険会社が引き受けた保険契約	（通常は）負債
保険会社が保有する再保険契約	資産
再保険会社が引き受けた再保険契約	負債

[参考：金融保証契約に関する留意点]

- 公開草案では、現在 IFRS において金融保証契約として定義される契約を、保険契約に関する IFRS の範囲に含め

¹⁵ 公開草案は、定義された保険契約に対して適用されるものであり、保険会社以外の企業も適用対象に含まれる。また、保険会社に限らず、保険契約を発行する企業はすべて保険者とされている。本稿では、保険会社と表記を統一している。

ることを提案している：

- 現行基準では、金融保証契約者が当該契約を保険契約として取り扱おうと以前に明示的に意思表示をしておらず、かつ、保険契約に適用する会計処理を当該契約に対して用いていなかった場合、IFRS 第4号の適用範囲に含めないこととされている。¹⁶
- 現在、IFRS 第4号に基づく会計処理がされない場合には、通常、初期認識時に金融保証契約の公正価値により評価される。その後は、IAS 第37号に基づいて認識された金額、もしくは、当初認識額¹⁷のいずれか高い方により評価される。
- 公開草案では、金融保証契約として定義される契約は、保険リスクの移転が重大でない限り、保険契約の定義にも当てはまることから、金融保証契約の定義を取り消し、保険契約として公開草案で提案される新評価モデルにより評価されることとされている（下記＜定義（Definition）＞、＜評価（測定/Measurement）＞参照）。

<定義（Definition）>

○ 保険契約

- IFRS 第4号からの変更はされておらず、下記のように定義している。
- 保険契約とは、ある主体（保険者）が、他の主体（保険契約者）に対し、特定の不確実な将来事象が保険契約者に不利益をもたらす時、不利益の保障/補償をすることに同意することにより、保険契約者から重大な保険リスクを引き受ける契約

○ 裁量権のある有配当性

- IFRS 第4号の定義に一部の修正（下線部）を加え、下記のように定義している。
- 裁量権のある有配当性とは、保障給付に加え、以下の追加的な給付を受領する契約上の権利：
 - A) 契約全体の給付において、かなりの部分を占める可能性があり、
 - B) 契約上、その金額もしくは時期は契約発行者の裁量により、そして、
 - C) 契約上、以下のいずれかに基づく：
 - 特定の保険契約プールもしくは特定の保険契約タイプのパフォーマンス
 - 契約発行者が保有する実現及び/もしくは未実現の投資収益
 - 契約を発行した企業、ファンド、もしくはその他の企業の損益

<アンバンドリング（Unbundling）>

- 一部の保険契約は、投資（金融）要素やサービス要素など、他の IFRS の適用範囲内となる、一つもしくはそれ以上の要素が含まれている。契約において特定されている保証/補償内容に密接に関連しない要素がある場合、保険会社は、区分された契約であるとして、その他の IFRS を適用し会計処理することとなる（よって、その要素をアンバンドリングする）。以下が典型的な例となる：
 - 明示的なリターンが賦与され、その賦与利率は対応資産の投資パフォーマンスに基づく勘定残高を反

¹⁶ この場合、契約発行者は、IAS 第32号、IAS 第39号及びIFRS 第7号、又はIFRS 第4号のいずれかを選択適用することができる。契約ごとの選択が可能であるが、各契約における選択の変更は不可とされている。

¹⁷ 該当する場合、IAS 第18号に基づき認識された償却累計額を当初認識額から控除した後の金額となる。

映する投資要素

- IAS 第 39 号に従い主契約から区分された組込デリバティブ
 - 保証/補償内容に密接に関連しない財またはサービス
- 保険会社は、保険契約において特定されている保証/補償に密接に関連する契約の要素をアンバンドルしてはならない。

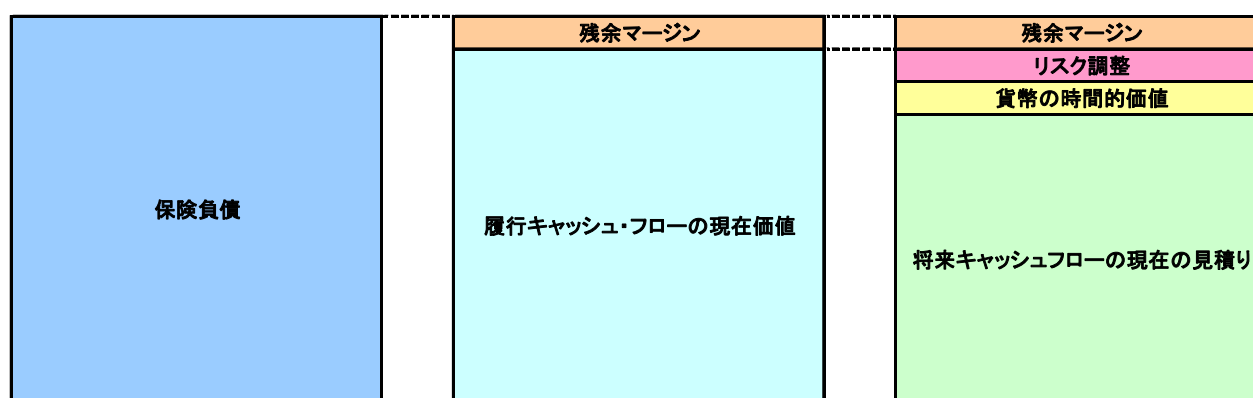
<認識 (Recognition) 及び認識の中止 (Derecognition) >

- 保険会社は、下記のいずれかの早い時点において、保険契約の当事者となった時、保険負債もしくは保険資産を認識する：
- 保険会社が保険契約の条項に従う義務を負った時点
 - 保険会社が初めて保険契約におけるリスクを負った時点、即ち下記の時点：
 - ・ 保険契約者に対して提供する保険事故¹⁸の保障/補償の義務からもはや免れることができなくなり、かつ、
 - ・ 特定の保険契約者におけるリスクを再評価する権利をもはや有さなくなり、その結果、リスクを完全に反映する価格（保険料）を設定することができなくなった時。
- 保険会社は、保険契約における義務が消滅した時点（すなわち、契約の義務が免除、取消し、もしくは失効した時点）で、保険負債の財政状態計算書における認識を中止する。

<評価 (測定/Measurement) >

- 公開草案では、「ビルディング・ブロック・アプローチ」による、単一の評価モデルを用いてすべての保険契約を評価することを提案している¹⁹。保険会社は、契約の履行により発生するキャッシュ・フロー（履行キャッシュ・フロー）の現在価値並びに残余マージンに基づき、評価することとされている。このビルディング・ブロック・アプローチは、保険契約から生じる権利と義務を別個に評価するのではなく、権利と義務の組合せを評価するために用いられ、その組合せは純額で表示される。

図表 12：新評価モデルのビルディング・ブロック



出所：IASB 公開草案スナップショットを基に大和総研作成

¹⁸ 保険契約により保障/補償され、保険リスクを生じさせる、不確実な将来の事象

¹⁹ 特定の短期契約については、簡易版の評価モデルが適用される（後述「短期契約の評価」参照）

○ 履行キャッシュ・フローの現在価値は、以下のビルディング・ブロックにより構成される：

- 保険会社が契約を履行する際に発生すると予想される将来キャッシュ・フローの、明示的で偏りのない、確率により加重平均された、現在の見積り：
 - 将来キャッシュ・フローは、保険契約から生じる権利及び義務の純額による。
 - 市場参加者の観点ではなく、保険会社の観点を評価に反映するが、金利など、市場での変数に関しては、観察可能な市場価格と整合的である。
 - 契約を履行する際に生じるすべてのキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性に関するすべての入手可能な情報を織り込む。
 - 明示的であり、報告日におけるすべての情報が織り込まれた最新のものである。
 - 報告日ごとに再評価が求められ、見積りに変動がある場合には、損益として計上される。
- 貨幣の時間的価値の調整（割引計算）
 - 保険会社の財政状態をより正確に表すうえで、すべての保険契約の評価は、貨幣の時間的価値を反映したものでなければならない。将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、割引計算による貨幣の時間的価値の調整が必要となる。
 - 公開草案は、保険負債の特性（通貨、期間、非流動性）に基づいた割引率をキャッシュ・フローの割引計算に用いることを求めている。キャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性が特定の資産のパフォーマンスに依存しない限り、割引率は、負債に対応する資産の特性を反映することはできない。
 - 割引率は、キャッシュ・フローに係る観察可能な現在市場価格と整合的であらねばならない。また、報告期間ごとに算出が求められ、割引率に変動がある場合には、損益として計上される。
- リスク調整
 - 将来キャッシュ・フローの金額やタイミングに関する不確実性について、明示的な見積りが求められ、不確実性による影響を反映させるための調整が必要とされる。
 - リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想キャッシュ・フローを超過するというリスクから開放されるために保険会社が合理的に支払うであろう最大の金額が評価に反映される。報告期間ごとに算出が求められ、リスク調整に変動がある場合には、損益として計上される。
 - 公開草案では、リスク調整の見積り手法を下記の 3 つに限定しており、その適用指針が与えられている²⁰：
 - ◇ 信頼度法（Confidence Level Technique）

一定の期間において、特定の範囲内に発生し得る最大の損失額を計測する手法（VaR (Value at Risk)）としても知られる）
 - ◇ 条件付テール期待値法（CTE/Conditional Tail Expectation）

損失額が VaR を超える場合の平均的な損失額を計測する手法（TVaR/Tail Value at Risk）としても知られる）
 - ◇ 資本コスト法（Cost of Capital）

保険債務を果たすうえで必要となる資本を維持するのに必要な資本コストを計測する手法

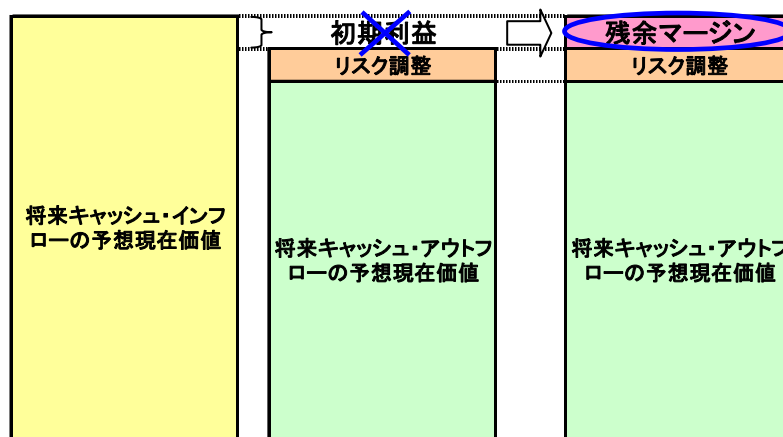
²⁰ 公開草案では、リスク調整に用いる信頼度の水準や資本の水準などに関して規定されておらず、多くの判断は保険会社に委ねられている。

○ 残余マージン

- 保険契約の初期評価において、将来キャッシュ・インフローの予想現在価値が将来キャッシュ・アウトフローの予想現在価値及びリスク調整の合計値を上回る時（履行キャッシュ・フローの現在価値が0を下回る時）の差額は、契約時の初期利益として認識（計上）せず、残余マージンとして保険負債に含めて認識（計上）される。このように、残余マージンは、上記の差額（プラスのキャッシュ・インフロー）が、契約開始時の利益として認識されないようにするため²¹、全額を保険負債に上乗せして認識する（図表 13 参照）。
- また、契約開始時におけるすべての初期損失（将来キャッシュ・インフローが将来キャッシュ・アウトフローの予想現在価値及びリスク調整の合計値を下回る時、即ち、履行キャッシュ・フローの現在価値が0を上回る時）の金額は、即時に損益項目の損失として認識される（図表 14 参照）。
- 残余マージンは、下記に基づき、保障/補償の提供から生じるエクスポージャーを最も反映する体系的な方法により、保証/保障期間に亘って、リリース（償却）され、事後的な再評価はされないこととされている：
 - ・ 時の経過
 - ・ 保険金及び給付金の予想される発生のタイミング（そのパターンが時の経過と大きく異なる場合）
- 残余マージンには、時の経過に伴い、利息が付される。その際には、契約当初の金利をロック・インして、その後の期間に亘り、適用する。

図表 13：残余マージン

初期利益を認識せず、残余マージンとして保険負債に含める



出所：IASB 公開草案を基に大和総研作成

²¹ 公開草案は、初期利益の不計上の理由として、①公開草案「顧客との契約による収益」の提案と整合的でない（初期において、保険会社はいずれの履行義務も充足していない）ため、②初期利益として識別された金額が正しく識別されていないというリスクや保険負債の評価における誤りから生じているというリスクが存在し得るため、の二点を挙げている。

図表 14 : 初期損失

初期損失	リスク調整
将来キャッシュ・インフローの予想現在価値	将来キャッシュ・アウトフローの予想現在価値

出所：IASB 公開草案を基に大和総研作成

○ 短期契約の評価

- 公開草案は、すべての保険契約における会計は、保険事故の発生により決定される、保険金発生前並びに発生後の2つの期間からなるものとしている。以下の①、②両方の条件を満たす短期契約の、保険金発生前及び発生後の保険負債の評価は、下記（A、B）の通りに行うこととされている：

- ① 契約の保証/補償期間がおよそ1年もしくは1年未満。
 - ② キャッシュ・フローの変動性に重大な影響を与える組込デリバティブやその他デリバティブを含まない。
- A) 保険金発生前負債は、保険金発生前義務から、契約の境界の範囲内の将来の受領が予想される保険料の現在価値を控除し、評価される：
- 保険金発生前義務は、初期認識において、受領した保険料に、契約の境界の範囲内の将来の受領が予想される保険料の現在価値を加え、新契約費²²の増分²³を除き、評価される。
 - 保険金発生前義務は、時の経過に基づき、もしくは、（時の経過とそのパターンが大きく異なる場合には）予想される保険金や給付金の発生のタイミングに基づき、減少させる。
 - 保険会社は、保険金発生前負債の簿価に利息を付さなくてはならない。
 - 上記の評価方法による保険金発生前負債は、不利な契約テスト（Onerous Contract Test）の対象となっており、不利な契約に該当する場合、保険会社は追加の負債及び損失が認識される²⁴。
- B) 保険金発生後負債は、ビルディング・ブロック・アプローチに基づく、履行キャッシュ・フローの現在価値により、評価される（残余マージンは含まれない）。

<契約の境界（Contact Boundary）>

- 保険会社はその義務を履行するのに伴い生じる将来キャッシュ・フローを識別するうえで、将来の保険料（ま

²² 新しい保険契約を販売、引受、及び開始する際に保険会社に発生する費用²³ 増分新契約費：保険契約を発行しなかったと仮定した場合、保険会社に発生しなかった費用²⁴ 保険金発生前義務が、履行キャッシュ・フローの現在価値を下回る場合、不利であると判断される。

たそれにより現れる保険金や給付)が「既存の契約(旧契約/Existing Contract)」から生じているのか、もしくは、「新たな契約(新契約/Future Contract)」から生じているのかを区分する必要がある。保険契約の評価は、既存の契約から生じる将来キャッシュ・フローがその対象となり、新たな契約は対象に含まれないことと規定されている。保障/補償が複数の期間に亘る場合など、いつの時点で切り替わるのかについて、契約の境界を明確にする必要がある。

- 契約の境界は、保険会社が以下のいずれかに該当する時点となる(その時点までは旧契約が存続し、それ以降は新契約となる)：
 - 保証/補償の提供がもはや要求されることがない。
 - 特定の保険契約者のリスクを再査定する権利もしくは実務的な能力を有しており、結果として、当該リスクが完全に反映された価格を設定することができる。

<裁量権のある有配当性を含む金融商品(有配当投資契約)>

- 一部の保険会社は、裁量権のある有配当性を含む金融商品(有配当投資契約)を発行している。有配当投資契約は、保険契約者から重大な保険リスクを引き受ける契約ではなく、保険契約の定義とは合致しない。しかし、保険契約者に支払われる、裁量権のある有配当性から生じる便益(配当)の金額は、保険契約と同一の資産プールの業績に基づくことから、当該IFRS(公開草案)の適用範囲に含めることと提案されている。適用の際には、一定の変更を加えたうえで、保険契約と同様の評価モデルにより評価される：
 - 有配当投資契約の境界は、契約保有者が有配当性から生じる便益を受け取る契約上の権利をもはや有さなくなる時点となり、同時点までの有配当支払いに関するキャッシュ・フローを他の契約キャッシュ・フローと同様の方法により保険契約の評価に含める。
 - 残余マージンのリリース(償却)は、下記に基づき、資産管理サービスを最も反映する体系的な方法により、契約期間に亘って損益として認識される。
 - ・ 時の経過
 - ・ 管理される資産の公正価値(そのパターンが時の経過と大きく異なる場合)

<表示(Presentation)>

- 財政状態計算書(Financial Position Statement)
 - 保険契約の各ポートフォリオは、保険資産もしくは保険負債として、純額で表示する。
 - 再保険資産に関しては、元受保険契約における保険負債に対して相殺してはならない。
 - ユニット・リンク型契約(Unit-Linked Contracts)²⁵に係る資産プールについて、その他の資産と混合せず、単一の勘定科目として表示する。また、同契約の資産プールに関する負債部分について、その他の負債と混合せず、単一の勘定科目として表示する。
- 包括利益計算書(Comprehensive Income Statement)
 - 公開草案では、保険契約に係るすべての収益及び費用について、損益として表示しなければならない。

²⁵一部またはすべての給付が、内部または外部の投資ファンド(すなわち、保険者または第三者によって保有される、投資信託と類似の方法によって運用される特定の資産プール)のユニット価格によって決定される保険契約。国によっては、変額契約(Variable contract)ともいう。

- 再保険に係る収益及び費用については、元受保険契約に係る収益及び費用に対して、相殺してはならない。
- ユニット・リンク型契約に係る収益及び費用について、その他の資産に係る収益及び費用と混合せず、単一の勘定科目として表示する。また、同契約の資産プールに係る収益及び費用について、その他の資産に係る収益及び費用と混合せず、単一の勘定科目として表示する。
- 少なくとも、期中における下記の金額を、包括利益計算書上の勘定科目として表示しなければならない：
 - A) 引受に係るマージン（Underwriting Margin）について、包括利益計算書本文もしくは注記において、下記に分解する：
 - リスク調整の増減
 - 残余マージンの償却
 - B) 初期認識時における収益と損失について、包括利益計算書本文もしくは注記において、下記に分解する：
 - ポートフォリオの移転により取得した保険契約における損失
 - 出再者により締結された再保険契約における利益
 - 保険契約の初期認識時における利益
 - C) 個別契約レベルにおける、増分新契約費を除く、新契約費
 - D) 実績による調整及び見積りの変更について、包括利益計算書本文もしくは注記において、下記に分解する：
 - 実際のキャッシュ・フローとこれらの前期見積りと差異（すなわち実績による調整）
 - キャッシュ・フローの見積りと割引率の変更
 - 再保険資産における減損損失
 - E) 保険負債における利息
- 保険負債における利息及び割引率の見積りの変更について、これらの負債に対応する資産における投資リターンとの関連性を強調するような方法で、表示もしくは開示されなければならない
- 簡易版の評価モデルが適用される短期契約の保険金発生前負債については、期中における下記の金額を、包括利益計算書上の勘定科目として表示しなければならない：
 - A) 引受に係るマージンについて、包括利益計算書本文もしくは注記において、下記に分解する：
 - 保険料収入
 - 発生した保険金
 - 発生した費用
 - 保険金発生前義務に含まれる増分新契約費の償却
 - B) 不利な契約に係る追加負債の増減

<開示 (Disclosure) >

- 財務諸表の利用者が、保険契約より生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関して、理解

できるように、下記について、定量的かつ定性的な情報を提供するよう規定している：

- 保険契約より生じる、財務諸表において認識される金額
 - 保険契約における残高合計の期首から期末への調整
 - 評価方法及び用いられたインプット
- 保険契約より生じる、リスクの性質及び範囲

2.2.1. IFRS 第4号からの主要な変更点

<理解性 (Understandability) >

○ 現在の課題/問題点

- 現行の IFRS 第4号では、会計方法が国や商品によって異なり、複雑であるため、利用者が保険会社の財務諸表を理解するうえで困難となっている。

○ 提案される変更点

- 同一の評価モデルがすべての保険契約に適用されることから、現行の基準に比べ、考察するうえでより明瞭になるとされる。

<キャッシュ・フローの見積り (Cash Flow Estimates) >

○ 現在の課題/問題点

- 多数の保険会社は、ロック・イン方式の見積りを利用していることから、保険負債に関して、各社の財政実態を反映した現在の評価に関する情報を提供していない。

○ 提案される変更点

- キャッシュ・フローの見積りの変動は、期中の損益として反映されることから、利用者にとって透明性が高まり、より妥当な情報が得られるとしている。

<会計上のミスマッチ (Accounting Mismatches) ²⁶>

○ 現在の課題/問題点

- 保険負債に対応する資産は、公正価値にて評価されることが多い。しかし、既存する多数の保険負債の会計モデルは、対応する負債を原価基準で評価することから、会計上のミスマッチをもたらす。

○ 提案される変更点

- 保険負債は、新評価モデルにより、履行キャッシュ・フローの現在価値を基に評価（再評価）されるため、経済状況の変化を反映する。これにより、負債と負債に対応する資産における会計上のミスマッチは解消される。また、会計上のミスマッチによりもたらされる、影響やボラティリティの説明負担が軽減される。

²⁶ 経済状況の変化が資産と負債に同様の影響が及ぶのに対し、会計上異なった評価属性が適用されることにより、資産と負債の帳簿価額が経済状況の変化に同様に反応しない場合などに生じる

- IFRS 第9号「金融商品」では、一定の金融資産について、償却原価での評価が認められている。それに対し、公開草案では、保険負債の再評価を損益を通じて認識されなければならないことから、金融資産と保険負債の会計処理の相違により、会計上のミスマッチが生じることが考えられる。公開草案は、金融資産に関する移行規定において、会計上のミスマッチの解消を目的に、保険契約に関する新たな基準を適用する際、金融資産の損益を通じた公正価値による評価を認めている。

<割引計算 (Discounting) >

○ 現在の課題/問題点

- 多数の保険会社は、非生命保険の保険金におけるキャッシュ・フローの見積りのタイミングに関して調整をしていない。一部の生命保険会社は、保険負債に対応する資産の特性を反映する割引率を用いているが、負債の特性を反映する割引率を用いてはいない。

○ 提案される変更点

- 生命保険負債と非生命（財産と損害）保険負債は、流動性において調整された、最新のリスク・フリー・レートを用いて割引かれることとなる。
- その割引率は、資産ベースの割引率に比べ保険負債の特性をより良く反映するとされる。
- 一部の生命保険会社が用いている資産ベースの割引率よりも上記割引率は低くなることから、一部の生命負債の評価を増加させると見込まれる。

<リスク調整 (Risk Adjustment) >

○ 現在の課題/問題点

- 多数の保険会社は、明示的なリスク調整を組み入れていない。従って、保険会社のビジネスモデルにおいて不可欠な部分を占めるリスク並びにリスク管理に関する重要な情報が明確に報告されない可能性がある。

○ 提案される変更点

- すべての保険会社は、負債の評価においてリスク調整を算入し、調整に関する情報を開示するとされた。また、リスク調整は各報告期末において再評価され、その増減額は損益として計上される。

<組込オプションと保証 (Embedded Options and Guarantees) >

○ 現在の課題/問題点

- 特に生命保険において、一部の保険契約において含まれる、一部もしくはすべてのオプションや保証の時間的価値並びに本源的価値が無視されるなど、多数の従来会計モデルにおいて一貫性がなく、主要な不備のひとつとなっている。

○ 提案される変更点

- 公開草案は、すべての組込オプションと保証は、提案される評価モデルにより、市場価格に整合的な同一の方法によって会計処理されるとしている。

<新契約費 (Acquisition Costs) >

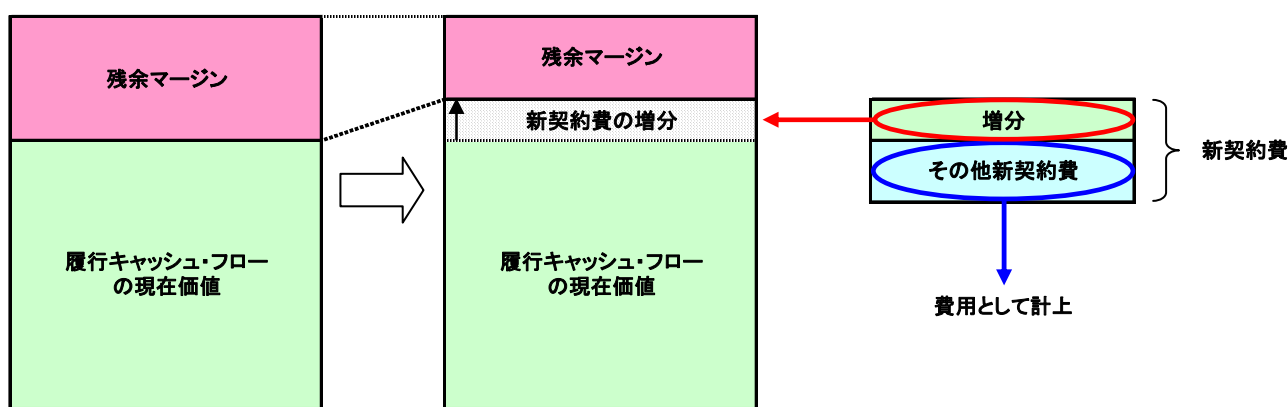
○ 現在の課題/問題点

- 新契約費に関する会計処理は、現行基準では言及されておらず、国際的に統一されていない。

○ 提案される変更点

- 新契約費は、資産として繰り延べられるのではなく、契約から発生する履行キャッシュ・フローの現在価値に、個別契約ごとに発生する当該費用の増分のみを含めることとされた。これにより、契約の初期認識において、残余マージンは減少する。しかし、その他すべての新契約費については、発生時点において費用として計上される（図表 15 参照）。

図表 15：初期認識時の残余マージンの減少



出所：IASB 公開草案を基に大和総研作成

<有配当性 (Participating Features) >

○ 現在の課題/問題点

- IFRS 第 4 号では、有配当性から生じる支払いキャッシュ・フローについて、負債または資本のいずれの構成要素になるのか明確にしておらず、会計処理は統一されていない。有配当性を持つ契約を、負債または資本のいずれかに分類するのか、もしくは、分離してそれぞれに分類するのかについて、その選択が保険会社に認められている。

○ 提案される変更点

公開草案は、有配当性は契約におけるその他の条項と相互依存の関係にあることから、契約の不可欠な一部分として取り扱われるべきであると、有配当性から発生するキャッシュ・フローについても、保険契約の評価に含めることとされた。

2.2.2. FASB との主要な相違点

- IASB の公開草案の作成において、保険契約に関する大方の議論は FASB と共同で行われ、モデルの構造に関する多くの決定においても共同で行われた。しかし、両者の間には、依然としていくつかの相違点が残っている。主要な相違点は下記の通りである：

○ 評価 (測定)

- FASB のモデルでは、分離されたリスク調整と残余マージンではなく、それらを結合した単一の複合マージンが用いられている。同モデルでは、明示的に分離されたリスク調整ではなく、複合マージンを通して、リスクと不確実性が暗示的に調整/反映される。
- 両モデルはそれぞれリスク調整もしくは複合マージンを、保険契約者から受け取ったまたは受け取る対価に対して調整を行うことから、保険契約の初期認識においては、評価における相違はいずれも見られず、初期利益は不計上となる。しかし、下記の FASB モデルの特徴により、初期認識後において、両者の間には違いが表れる。
 - 複合マージンに関して、リスクや不確実性の増加を反映させる、もしくは、リスクや不確実性を負担する価格の変更を反映させるための再評価を行わない。(IASB は、リスク調整の再評価を認めている。)
 - 複合マージンは、保障/補償期間及び保険金請求の処理期間の両方に亘って償却される。(IASB は、残余マージンは、保障/補償期間のみに亘って償却されるとしている。)
 - FASB は、マージンを義務の構成要素を表すものではなく、繰延収益とみなしていることから、簡素性を前提に、複合マージンに利息を付さないとしている。(IASB は、残余マージンに利息を付加するとしている。)

○ 適用範囲

- FASB は有配当投資契約を保険契約に関する新基準の適用範囲に含めないことを暫定的に決定している。有配当投資契約を保険契約と同様に会計処理をするということについて、金融商品に関する基準の適用範囲に含めないことを正当なものとする上で、議論が不十分であるというのがその理由である。

2.3. 今後の予定

○ パブリック・コメントの募集期限

- 公開草案へのパブリック・コメントの募集期限は、2010 年 11 月 30 日までとなっている。また、IFRS 保険契約に関する議論は、コメント募集期限後に再開される予定。

○ FASB のディスカッション・ペーパー

- FASB は、2010 年 9 月 17 日に、「保険契約に関する予備的見解」(ディスカッション・ペーパー/DP)を公表した。当該ディスカッション・ペーパーでは、IASB の提案する評価モデルや DP 公表日までに達した FASB の暫定的な決定、及び現行の米国会計基準との比較が織り込まれており、同年 12 月 15 日まで、パブリック・コメントが募集されている。

○ 最終基準化

- 保険契約に関する新基準の公表は、2011 年第 2 四半期を予定している。

○ 発効日

- 公開草案では、発効日に関する提案は行われていない。今後、保険契約に関する基準や 2011 年に公表が予定されるその他の基準の発効日について、追加的な検討が行われると予想される。

図表 16 : IFRS 保険契約の実施日程

2010年7月30日	IASB、「公開草案: 保険契約」を公表
2010年9月17日	FASB、「ディスカッション・ペーパー: 保険契約に関する予備的見解」を公表
2010年11月30日	IASBの公開草案に対するパブリック・コメント募集の締切り
2010年12月15日	FASBのディスカッション・ペーパーに対するパブリック・コメント募集の締切り
2011年第2四半期	保険契約に関する新基準の公表

出所 : IASB 公開草案、FASB ディスカッション・ペーパーを基に大和総研作成

3. EU ソルベンシー II と IFRS 保険契約との主要な相違点

○ EU ソルベンシー II は、経済価値ベースのソルベンシー評価を目指しており、この点において IFRS とも整合的であるが、初期利益の認識の可否などについて、相違点が見られる。主要な相違点は下記の通りである：

A) 適用対象者

- IFRS（公開草案）は、IFRS に基づき報告を行うすべての企業を対象とする。一方、EU ソルベンシー II は、本社を EU に置くすべての保険会社（及び世界中にあるそれらの子会社）並びに EU においてビジネスを行う許可を受けるすべての保険者に適用される。

B) 適用範囲

- IFRS は保険契約及び有配当投資契約のみに適用されるのに対し、EU ソルベンシー II では、保険会社によって発行されたすべての保険契約及び投資契約に対して適用される。

C) リスク・マージン

- IFRS では、リスク・マージン（リスク調整）の見積り手法を3つに限定しているが、詳細なガイダンスは与えられていない。それに対し、EU ソルベンシー II では、リスク・マージンの算出方法を資本コスト法と規定しており、資本コスト率についても6%とすることが定められている。

D) 初期利益の認識

- マージンの概念について、IASB と FASB の結論は異なっているが、ともに初期利益を認識しないという点で一致している。一方、EU ソルベンシー II においては、残余マージン（もしくは複合マージン）の概念は存在せず、初期利益に関する制限はないため、即時認識される。

E) 短期契約の評価

- 公開草案は、特定の短期契約について、簡易版の評価モデルの適用を求めているが、EU ソルベンシー II では、長期・短期を問わず、同一の取扱いがなされる。